



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 8 6 号

令和元年(2019年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について (生活支援課) 1</p> <p>○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " ) 1</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 2</p> <p>○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 2</p> <p>● 公 告</p> <p>○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 2</p>	<p>ページ</p>	<p>○土地区画整理組合の設立認可の申請に係る事業計画の縦覧について (市街地再生課) 2</p> <p>○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課) 3</p> <p>○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて ( " ) 3</p> <p>○開発行為に関する工事の完了について ( " ) 3</p> <p>● 農 業 委 員 会 告 示</p> <p>○令和元年第10回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 3</p> <p>● 公 営 企 業 告 示</p> <p>○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課) 4</p>
--	------------	---

## 告 示

●金沢市告示第170号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護 itosie	金沢市京町35番31号	金沢市問屋町1丁目37番地	令和元年8月1日

●金沢市告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
常盤 和成	ときわ鍼灸院	金沢市西金沢2丁目65番地	令和元年9月10日

## ●金沢市告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710105220	ニチイケアセンター横川	金沢市横川5丁目445番地YSビル102号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和元年 10月1日
1710105238	ニチイケアセンター田上	金沢市田上本町3丁目80番地1TK7E号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和元年 10月1日
1710105246	ハートの家	金沢市久安5丁目1番地4	有限会社ヘルパーステーション愛	金沢市古府町南386番地2	短期入所	身体障害者 知的障害者 精神障害者	令和元年 10月1日
1720105251	ハートの家	金沢市久安5丁目1番地4	有限会社ヘルパーステーション愛	金沢市古府町南386番地2	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	令和元年 10月1日

## ●金沢市告示第173号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
寺町アルプ薬局	金沢市寺町2丁目8番2-1号	令和元年10月6日

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
1	徳野設備工業株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	令和元年9月27日

金沢市南新保土地区画整理組合から設立認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第20条第2項の規定により、利害関係者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、令和元年10月22日から同年11月18日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 縦覧期間  
令和元年10月22日から同年11月4日まで
- 2 縦覧場所  
金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市都市整備局市街地再生課
- 3 縦覧時間  
午前9時から午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第161号	令和元年10月8日	金沢市野町1丁目274番2	4.17	22.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第338号	令和元年10月9日	金沢市円光寺3丁目148番4	24.90	4.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市弥生3丁目448番1から448番4まで	金沢市入江3丁目29番地 株式会社玉家建設 代表取締役 神 和成	道路 金沢市弥生3丁目448番4
金沢市泉本町4丁目210番1及び210番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市泉本町4丁目210番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和元年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告

示します。

令和元年10月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和元年10月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年11月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 小坂町の一部
- (2) 御供田町、湊2丁目及び湊3丁目の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

令和元年(2019年)10月21日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)10月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄